

# 平成30年度 町任期付職員採用試験(総合土木・電気・機械)

## ■ 試験職種および採用予定数等

職種	採用予定数	勤務先と職務内容
総合土木	10人程度	町長部局または教育委員会等に勤務し、災害復旧事業を含む土木関係事業(道路、河川、橋梁、上下水道等)に係る、設計・積算、工事監督等の専門の技術業務に従事します。
電気	1人程度	町長部局または教育委員会等に勤務し、公有施設の電気設備について、設計、積算、工事監理等の専門の技術業務に従事します。
機械	1人程度	町長部局または教育委員会等に勤務し、公有施設の機械設備について、設計、積算、工事監理等の専門の技術業務に従事します。

**任期** 平成31年4月1日～平成33年3月31日  
 ※採用の日から5年間を限度に、本人の同意を得て任期を更新する場合があります。

**受付期間** 1月中旬～2月上旬 (土・日を除く)

**第一次試験** 書類選考(経歴審査、課題論述)

**第二次試験** 人物試験(平成31年2月下旬予定)

**その他** 詳細については、申し込み時に配布する試験案内でご確認ください。



申込・問総務課人事係 ☎ 286 - 3111

## 特別児童扶養手当、障害児福祉手当についてのお知らせ

### 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を助けるための制度です。

#### ◆支給対象者

20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している人

#### ◆支給額(平成30年度)

区分	支給額	
1級	1人につき	月額 51,700円
2級	1人につき	月額 34,430円

※障がいを事由に年金を支給される児童や児童福祉施設等に入所している児童は対象となりません。

※受給者や同居家族等の所得制限があります。

### 障害児福祉手当

在宅での日常生活において、重度の障がいと特に必要とされる介護などの負担を軽減するために支給する制度です。

#### ◆支給対象者

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人

#### ◆支給額(平成30年度)

支給額	1人につき	月額 14,650円
-----	-------	------------

※障がいを事由に年金を支給される児童や児童福祉施設等に入所している児童は対象となりません。

※受給者や同居家族等の所得制限があります。

問こども未来課子育て支援係 ☎ 286-3117